

自動車運転代行業を始める方へ

秋田県警察本部交通企画課

(令和元年12月14日改正)

自動車運転代行業を始める方へ

1 自動車運転代行業とは？

- ① 酔客に代わって運転するものであること。
- ② 酔客を（顧客の車両に）乗車させるものであること。
- ③ 随伴用自動車（業者の車両）が随伴するものであること。

のいずれにも該当するものをいいます。



2 公安委員会の認定を受けなければなりません！

- 認定を受けていますか？ → 認定を受けると公安委員会から「認定証」が交付されます。
認定を受けずに営業すると → 無認定営業として罰せられます。
認定を申請するには？ → 営業所を管轄する警察署に申請して下さい。



認定証は営業所に掲示しなければなりません。
た、料金表や約款も掲示が必要です。

3 二種免許が必要です！

代行運転自動車（顧客の車両）を運転する際は普通第二種免許が必要です。



4 認定が受けられない場合があります！

次のいずれかに該当する人は認定を受けられません。（自動車運転代行業法第3条）

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合
- ② 禁錮以上の刑や白タク行為等一定の罪による罰金刑を受け2年以内の場合
- ③ 運転代行業法の処分等に違反して2年以内の場合
- ④ 暴力団関係者等、法令遵守が期待できない場合
- ⑤ 精神機能の障害により運転代行業の業務が適切にできない場合
- ⑥ 未成年（ただし、除外事由あり）
- ⑦ 法律等に定められた損害賠償責任保険（共済）契約を締結していると認められない場合
- ⑧ 安全運転管理者等が選任されていると認められない場合
- ⑨ 法人の役員が①～⑤に該当する場合。

5 従業員の制限

- 4の①～⑤に該当する人は、運転代行業の従業員としても働くことができません。従業員は、①～⑤に該当しないことを誓約する「誓約書」を、経営者に提出しなければなりません。

6 タクシー類似行為の禁止

- 随伴車に顧客を乗車させることは、タクシー類似行為となり違法となります。
- 飲食店から顧客車の駐車場まで、随伴車に顧客を乗せて運ぶ通称「A B間輸送」も、タクシー類似行為となり禁止されています。

7 帳簿の作成

各営業所ごとに帳簿を備え付けなければなりません。(保存期間については別紙「自動車運転代行業遵守事項の6【変更の届出】参照)

- ① 運転代行業務従事者名簿
- ② 誓約書(従業員が誓約した書面)
- ③ 乗務記録
- ④ 苦情処理簿
- ⑤ 指導記録簿



8 資料の提出又は立入検査

警察職員及び秋田県の職員による、帳簿の検査や関係者に対する質問、営業所の立入検査を受ける場合があります。



9 関係法令について

自動車運転代行業に関しては、

- ① 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
- ② 同 上 法律施行令
- ③ 同 上 法律施行規則(国家公安委員会関係)
- ④ 同 上 法律施行規則(国土交通省関係)

等に規定されています。

※ 法に規定されている主要な部分を掲載しています。詳細については関係法令を参照願います。

認定申請時の必要書類について

1 個人申請の場合

- ① 認定申請書（各警察署）
- ② 住民票の写し（本籍の記載があるもの、外国人は国籍の記載があるもの）
- ③ 誓約書
精神機能の障害により、自動車運転代行業の業務が適切にできない者に該当しないことを誓約する書面
- ④ 医師の診断書
精神機能の障害により、自動車運転代行業の業務が適切にできない者に該当しないことが明らかであることを記載した医師の診断書
- ⑤-1 未成年者登記簿の謄本
民法の規定により営業を許された未成年者（法務局）の場合
- ⑤-2 未成年者の戸籍謄本又は戸籍抄本
婚姻により成人に達したと見なされる未成年の場合
- ⑤-3 業者の相続人であることを法定代理人が誓約する書面、被相続人の戸籍の謄本並びに法定代理人に係る②及び④に定める書類
- ⑥ 損害賠償基準に適合することを証明する書類
 - ・ 対人8,000万、対物200万以上、車両200万以上の「運転代行受託自動車保険（共済）」に加入していることの証明が必要です。
 - ・ 保険証券と受託自動車保険特約、共済証書等の写し（本物を警察署で確認します）
 - ・ 保険証券の提出に時間を要する場合は付保証明でも可能（保険会社支店長の印、証券番号等契約内容が記入されていること）
- ⑦ 安全運転管理者の届出に関する書類
 - ・ 安全運転管理者は営業所ごとに1名、副安全運転管理者は車両10台ごとに1名（代行業以外の安管と選任基準が違うことに注意）
 - ・ 安管選任の添付書類については警察署で確認してください。
（注：住民票が必要。戸籍謄本では不可）
- ⑧ 随伴用自動車の車検証の写し
- ⑨ 標準約款の使用の有無（自分で定める場合は事前に運輸支局へ届出が必要）

2 法人申請の場合（注意事項は個人申請の場合と同様）

- ① 認定申請書
- ② 法人登記簿の謄本
- ③ 定款またはこれに代わる書類
- ④ 役員の氏名住所を記載した書面
- ⑤ 役員に関わる1②～1④の書類
- ⑥ 損害賠償基準に適合することを証明する書類
- ⑦ 安全運転管理者の届出に関する書類
- ⑧ 随伴用自動車の車検証の写し
- ⑨ 標準約款使用の有無

3 留意事項

- ① 認定申請の書類と安全運転管理者選任届の書類が整いましたら、警察署の窓口で申請の手続きをしてください。（申請手数料12,000円）
- ② 複数の営業所を有する場合は、主たる営業所（本社等）を管轄する警察署に認定申請をしてください。ただし、安全運転管理者の届出については、それぞれの営業所を管轄する警察署に届出が必要です。
- ③ 認定の手続には、標準的に45日前後の日数を要します。

自動車運転代行業者の遵守事項

1 【認定証・料金表・約款の掲示】

- ① 認定証は、営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。
- ② 営業の開始前に料金を定め、料金表を営業所に見やすく掲示しなければなりません。料金を変更する場合も同様です。
- ③ 営業の開始前に約款を定め、営業所に見やすく掲示しなければなりません。約款を変更するときも同様です。

2 【従業員の従事制限】

一定の刑に処せられてから2年以内の者、暴力団関係者等の所定の事項に該当する者を運転代行業務に従事させることはできません。

3 【代行運転自動車標識の表示（顧客車両への表示）】

顧客車には、前面と後面にそれぞれ見やすいように、代行運転車標識を表示しなければなりません。（例外としてダッシュボード上に掲示すること可）

4 【随伴用自動車の表示（業者車両への表示）】

随伴車には、認定を受けて代行業を営んでいることの表示をしなければなりません。

5 【料金等の説明】

利用者に対し、業者の氏名及び名称、料金、代行料金の概算額、業務（約款）の説明、白タク行為等ができないことを説明して、代行運転役務を提供しなければなりません。

6 【帳簿の備付け】

～各営業所ごとに備え付ける～

① 従業員名簿

- ・ 氏名、住所、生年月日及び運転代行業務従事者となった年月日
- ・ 運転免許の種類、免許証番号、有効期間の末日
- ・ 写真
名簿作成前6月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の縦3.6cm以上、横2.4cm以上の大きさ
- ・ 退職した日から2年間は備付け保存

② 従業員の誓約書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条の

- ・ 破産者で復権を得ないもの
- ・ 精神機能の障害により、自動車運転代行業の業務が適切にできない者に該当しない
- ・ 禁固以上の刑や白タク行為等一定の罪による罰金刑を受け2年を経過しないもの
- ・ 最近2年間に運転代行業法の処分等（営業の停止、廃止など）に違反
- ・ 暴力団関係者など

に該当しないことを誓約する書面

③ 乗務記録簿

氏名、始業及び終業の日時、代行運転役務の詳細、休憩・仮眠時の日時場所、交通事故が発生した場合は日時場所、概要。

乗務記録は最後に記載した日から2年間備付け。

④ 苦情処理簿

作成の日から2年間保存

⑤ 従業員の指導記録簿

指導を行った者及び受けた者の氏名、指導日時、場所、指導内容。

作成の日から2年間保存。

7 【変更の届出】

認定申請書に記載した内容に変更があった場合は、10日以内に変更届出書を提出しなければなりません。（戸籍謄本又は登記簿謄本等を添付する場合は20日以内）

- ① 名称、個人氏名又は法人名称及び住所が変更になった時（婚姻のため名字変更、法人の場合で登記されている名称を変更、個人の住所及び法人の登記住所が変更となった場合な

ど)

認定証の内容が変更になるため書換が必要となります。手数料2,100円

- ② 主たる営業所、その他の営業所の名称及び所在地が変更になった時
- ③ 保険契約を更新、契約内容を変更した時
- ④ 安全運転管理者（副）の氏名、及び住所などの変更時
- ⑤ 法人の場合、役員の氏名、住所に変更があった場合
- ⑥ 車両を変更した時（増車又は廃車等による減車等）

8【認定証の書換と再交付】

- ① 変更の内容が認定証の記載事項の場合は、認定証の書換が必要です。（手数料2,100円）
- ② 認定証を亡失、滅失したときは再交付を受けなければなりません。（手数料1,700円）

9【認定証の返納】

次の場合は認定証を返納しなければなりません。

- ① 代行業をやめるとき
- ② 認定が取消されたとき
- ③ 認定証を再交付した場合、亡失した認定証を発見したとき。
- ④ 認定を受けた本人が亡くなったとき
- ⑤ 法人が合併により消滅したとき

10【名義貸しの禁止】

認定は代行業を営業する者に対するものです。他人に営業させてはなりません。

11【報告及び立入検査】

警察職員及び秋田県職員による、業務に関する報告、資料の提出、営業所への立入り、帳簿の検査などを受けることがあります。

自動車運転代行業の車両表示について

1 随伴用自動車の表示について

○ 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第7条

(1) 随伴用自動車の表示事項は、

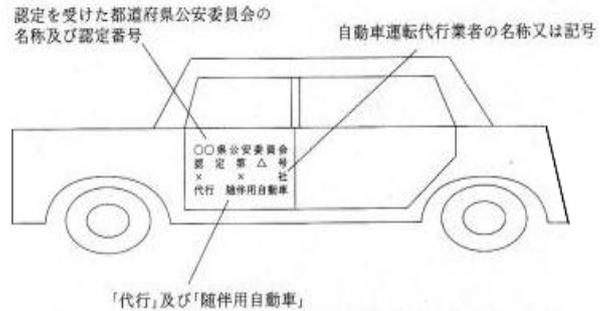
ア 自動車運転代行業者の名称又は記号

イ 認定公安委員会の名称及び認定番号

ウ 「代行」

エ 「随伴用自動車」

とし、表示方法や表示か所は告示で定める方法により表示すること。(第1項)



告示とは～「自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の保証限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法を定める告示」(平成28年10月1日から施行)

※ ペンキ等による表示とは、

- ・ ペンキやカッティングシートによる固定的な表示(簡単に着け外しできない表示)
- ・ テープ等による貼付けやマグネット板は該当しません。
- ・ 随伴車の代車やレンタカーによる代車も例外なく必要です。
(頻繁に車両を変更する業者の方は、しっかりと表示をしてください。)
- ・ 各文字の大きさは原則同じとし、縦横それぞれ5cm以上とする。(見やすい位置)

(2) もっぱら自動車運転代行業の用に供する随伴用自動車以外の自動車(タクシー等です)を用いる場合には、事業者名や認定番号等を表示した見やすく横書きした表示板(マグネット板)の装着をもって足りること等を定めています。(第2項)

2 表示灯(行灯)について

○ 国土交通省関係法律施行規則第7条第3項第2号

(1) 表示灯を装着する場合は「代行」の文字を見やすく表示すること。(施行規則第7条)

(2) 法は随伴用自動車に行灯を設置する場合の条件を付しているだけで、必ず行灯を設置しなければならないとは規定していない。(必ず設置しなければならないと勘違いしやすい)

3 代行運転自動車(客車)標識の表示について

○ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第11条

(1) 客車の前面及び後面の地上0.4m以上1.2m以下の位置にそれぞれ前方及び後方から見やすいように表示します。

(2) 客車の車体の材質又は状態その他の事情から、表示が困難な場合は、前面の見やすい箇所(ダッシュボード等)に掲示することが可能です。

(3) 右記の標識については交通安全協会(扱っていない場合もあることから要確認)やインターネット(マグネットタイプ2枚で1,000円前後)等で購入可能です。



○ 営業所内の見やすい場所に掲示するもの

- 1 認定証
- 2 運転代行業約款
- 3 料金表

○ 営業所内に作成、保存し備え付けるもの

- 1 運転代行業務従業者名簿 2年間は備付け（退職してから2年間は保存）
- 2 誓約書（一度でも従事する場合は、必ず作成させてください。短期アルバイトも含まれます）
- 3 従業員指導記録簿
- 4 乗務記録簿
- 5 苦情処理簿

※ 添付されている書類については、参考となります。

○ 変更届出書

各種変更があった時には忘れずに届出しましょう。

(自動車運転代行業務従事者用)

誓 約 書

私は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第5号までに掲げる

- 1 破産手続の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁固以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により、若しくは道路運送法の規定若しくは道路交通法の規定に違反し、若しくは道路交通法の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 最近2年間に、この法律の規定による命令（法第23条「営業の停止」同24条「営業の廃止」同25条「処分移送通知書の送付等」）に違反する行為をした者
- 4 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者。
- 5 精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

(代表者の氏名又は名称)

殿

年 月 日

現住所

氏 名

印

生年月日 年 月 日 (歳)

乗務記録簿

乗務員氏名													
		乗務年月日 年 月 日 始業時間 時 分～修業時間 時 分											
番号	依頼元	開始時間	経由地	到着地	到着時間	走行キロ	料金	運転した車両	同伴勤務員	随伴車登録番号			
1		時 分			時 分			代行・随伴					
2		時 分			時 分			代行・随伴					
3		時 分			時 分			代行・随伴					
4		時 分			時 分			代行・随伴					
5		時 分			時 分			代行・随伴					
6		時 分			時 分			代行・随伴					
7		時 分			時 分			代行・随伴					
8		時 分			時 分			代行・随伴					
9		時 分			時 分			代行・随伴					
10		時 分			時 分			代行・随伴					
11		時 分			時 分			代行・随伴					
12		時 分			時 分			代行・随伴					
13		時 分			時 分			代行・随伴					
14		時 分			時 分			代行・随伴					
15		時 分			時 分			代行・随伴					
事故発生時間		月	日	分発生	発生場所								
事故の概要													
休息・仮眠場所							休息・仮眠時間		時 分 ~ 時 分(分間)				
始業メーター		km	終業メーター		km	1日総走行キロ数		km	実車走行キロ数		km	売上合計	円

※受理年月日	
※受理番号	
※書換え年月日	

変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

.

氏名又は名称					
住 所					
主たる営業所	名 称				
	所在地				
認定証を交付した 公安委員会の名称		秋田県公安委員会		認定証 の番号	230
変 更 年 月 日					
変 更 事 項	新			旧	
変 更 理 由					

- 記載要領
- ※印欄には記載しないこと。
 - 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 変更事項が認定証の記載事項に該当する場合には、届出の際に認定証の書換えを受けること。
 - 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 備 考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。